

令和3年度

第2回定期監査報告書

くらしと文化部

（スポーツ振興課
オリンピック・パラリンピック推進室）

令和4年2月17日

多摩市監査委員

令和3年度第2回定期監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和3年度第2回定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和4年2月17日

多摩市監査委員 込山 博
多摩市監査委員 荒谷 隆見

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

くらしと文化部〔スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック推進室〕

3 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年10月31日までの、財務に関する事務の執行及びその他関連事務事業全般について（国、都支出金等の関係文書並びに扶助費、補助金及び助成金に関しては、令和2年度執行分を含む。）

4 監査の期間

令和3年10月12日から令和4年2月16日まで

5 監査の着眼点及び評価項目

- (1) 収支の数値等に誤りがなく、正確に執行されているか
- (2) 財務及び事務全般は、法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 効率的な予算執行が行われているか
- (4) 契約事務は、適正に行われているか
- (5) 補助金、助成金の交付等の事務処理は、適正に行われているか

- (6) チェック体制は、整備されているか
- (7) 財産物品等は、適切に管理されているか
- (8) 事務事業の執行にあたって市民福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか
- (9) 社会情勢や行政需要の変化への対応は、なされているか
- (10) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか
- (11) 組織は、簡素かつ合理的なものとなっているか
- (12) 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか

6 監査の実施内容

監査対象の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理について、前項に掲げた「監査の着眼点及び評価項目」に基づき、関係諸帳簿類、総合事務管理システムの財務会計及び文書管理データの確認、意見聴取等により監査を行った。

また、物品管理、現金及び郵券管理、個人情報取扱いについては、実地調査を行った。

備品台帳に登載されている監査対象の物品は、令和3年10月31日現在、重要物品（取得価格又は評価額が50万円以上のもの）56品、一般物品1,578品の合計1,634品である。重要物品については56品、一般物品については128品をそれぞれ抽出し、合計184品を実地により調査を行った。抽出の条件は、重要物品のすべてを対象とし、一般物品は、課別に総数の10%程度（重要物品含む）とし、物品の種別が偏らないようにした。

なお、監査にあたっては、多摩市監査基準に関する規程（令和2年4月1日監査規程第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の結果及び意見

監査の結果、各事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善を要する事項が見受けられた。以下、改善を要する事項を中心に、各項目に分けて記述する。該当事案への対応に留まらず、今後の事務処理にあたっての留意点として、本監査結果を組織的に広く共有するとともに、継承し、活かしていただくことを期待する。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度、口頭で改善を求めた。

1 歳入歳出予算の執行について

(1) 契約事務について

ア 事前キャンプ等受入及びホストタウン関連事業実施業務委託について、契約期間に提出されるべき委託業務完了報告書が契約期間終了後に提出されていた。（オリンピック・パラリンピック推進室）

イ 自転車競技ロードレース事前学習プログラム実施業務委託について、契約書の契約日が契

約締結日の前日であった。(オリンピック・パラリンピック推進室)

ウ 市民体育大会等実施業務委託の契約書について、個人情報を取り扱う業務であるが、個人情報取扱特記事項が添付されていなかった。また、施設予約システム施設追加業務委託等の契約書について、個人情報を取り扱う業務ではないが、個人情報取扱特記事項が添付されていた。(スポーツ振興課)

「多摩市契約事務規則」、契約事務の手引等を再度確認し、適正に処理をされたい。

(2) 報償費について

講師謝礼について、事業計画を決定する際に、金額の根拠を明確にしていなかった。(スポーツ振興課)

金額の根拠を明確にし、適正に処理されたい。

2 文書事務及び事務決裁について

(1) 文書事務について

スポーツ推進委員活動報告書兼費用弁償請求書、多摩市行政財産使用申請書等について、文書管理システムによる記録を行っていないものが多数あった。(スポーツ振興課)

「多摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。

(2) 事務決裁について

東京2020大会関連広報作成・配布業務委託について、予算執行変更伺において金額に基づき財政課長への合議が必要であったが行っていなかった。(オリンピック・パラリンピック推進室)

「事務決裁規程」に基づき適正に処理されたい。

3 行政財産使用許可について

温水プールの有料広告掲出について、多摩市立温水プール有料広告掲出取扱要領では、掲出期間について「年度の途中から掲出を開始する場合は、当該年度の3月31日までとする」としているが、令和3年9月14日から令和4年9月13日まで許可しているものがあつた。

「多摩市公有財産規則」、「有料広告掲出取扱要領」等に基づき適正に処理されたい。

第3 監査結果の総括

今回の監査結果を踏まえ、総括的に意見を述べる。

市では、事務処理における監査指摘に対して、自己点検シートを活用するなどの方法により、組織として取り組まれているが、今回の定期監査においても、事務処理の誤りが見受けられた。具体的な事務処理の誤りの内容については、「第2 監査の結果及び意見」で述べているが、これらの内容は、これまで実施してきた監査等において、監査委員として指摘してきたものである。要因を分析し対策を講じるなど、対応の強化を図られたい。

事務処理の誤りは、市民の信頼を損なうことに繋がるとともに、業務の質の低下や職員の不祥事へと繋がる恐れもあることから、管理監督者においては、ルールに基づき事務処理を行う意義、また、事務処理の誤りにより生じるリスク等を各職場において共有するなど、適正な事務の執行を確保する観点からの指導・管理を徹底されたい。

なお、事務を統括する課においては、適正な事務の執行が全庁的に確保されるよう、実効性のある指導に努められたい。

第4 監査対象部課等の概要

1 くらしと文化部

(1) 監査対象の主な事務（多摩市組織条例より）

- ア 市民生活に関すること。
- イ 町名地番整備に関すること。
- ウ 消費者の保護に関すること。
- エ コミュニティ及び市民活動の支援に関すること。
- オ 男女平等の推進に関すること。
- カ 文化、スポーツ及び生涯学習の振興に関すること。

(2) オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当部長（多摩市組織規則より）

くらしと文化部事務のうち、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関する事務及びスポーツ振興に関する事務を担当する。

(3) 課、係及び担当の事務分掌（多摩市組織規則より。ただし、今回の監査対象外であるコミュニティ・生活課、平和・人権課、TAMA女性センター、文化・生涯学習推進課、文化施策担当課長、複合文化施設改修担当課長を除く。）

ア スポーツ振興課

（ア）スポーツ振興担当

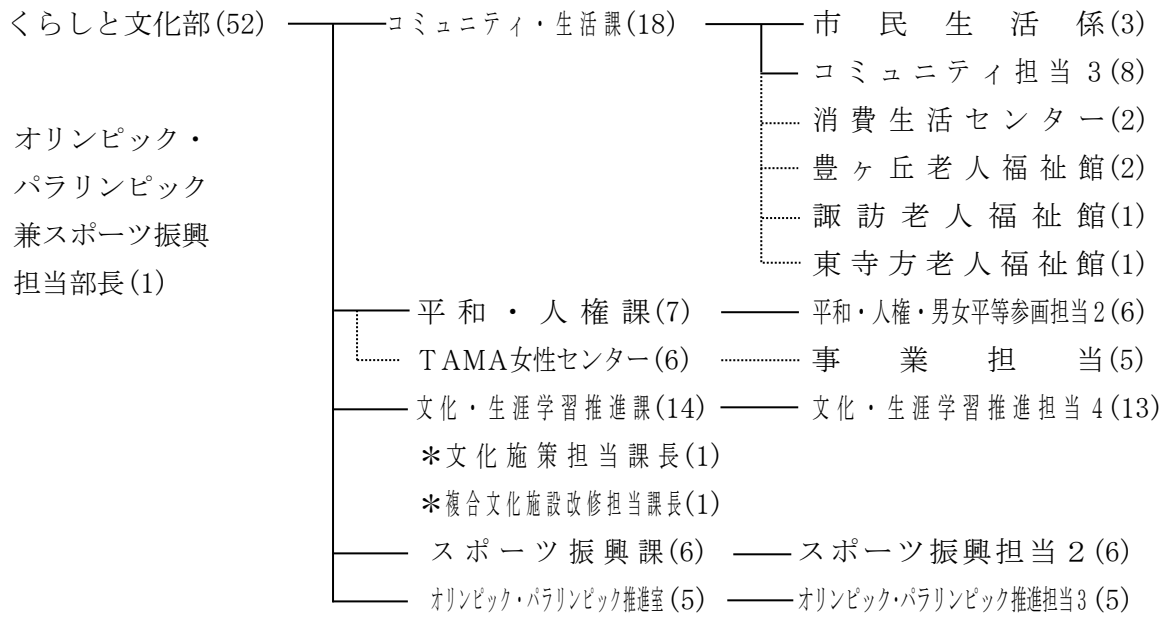
- ・ スポーツ及びレクリエーションの推進並びに体力づくりに関すること。
- ・ スポーツ団体の育成及び指導に関すること。
- ・ スポーツ推進委員及び体育指導者に関すること。
- ・ 体育施設の計画に関すること。
- ・ 総合体育館の維持管理に関すること。
- ・ 武道館及び陸上競技場の維持管理に関すること。
- ・ 温水プールの維持管理に関すること。
- ・ 体育施設の維持管理に関すること。
- ・ 多摩市スポーツ推進審議会に関すること。
- ・ 施設予約システムに関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。

イ オリンピック・パラリンピック推進室

（ア）オリンピック・パラリンピック推進担当

- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関する総合的施策の企画調整に関すること。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の推進に関すること。
- ・ 室の庶務に関すること。

2 監査対象部課等の組織及び職員配置数（令和4年1月1日現在）



- ※ ()内の数字は、常勤職員と再任用フルタイム職員の合計人数である。
- ※ 点線は、機関を表している。
- ※ TAMA女性センターは、平和・人権課が兼務している。
- ※ 担当の後の数字は、担当の組織数であり、「担当2」であれば担当の係が2つあることを示す。
- ※ スポーツ振興課長及びオリンピック・パラリンピック推進室長は、オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当部長が兼務している。
- ※ オリンピック・パラリンピック推進室オリンピック・パラリンピック推進担当主査1名は、スポーツ振興課スポーツ振興担当主査が兼務している。

<参考資料>

歳入一覧（令和3年10月末日現在）
（予算現額は、補正予算を反映している。）

（単位：円）

所属課名	項名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
スポーツ振興課	使用料	公共施設撮影使用料	352,000	266,000	266,000
		電柱用地使用料	4,000	4,560	4,560
		総合体育館使用料	60,000	60,000	35,000
		温水プール使用料	754,000	754,920	440,370
		公衆電話用地使用料	2,000	2,610	2,610
		総合体育館食堂使用料	600,000	600,000	350,000
		自動販売機設置使用料	759,000	594,000	594,000
		体育施設広告掲出使用料	296,000	353,100	247,170
	財産運用収入	市有地貸付料	6,000,000	6,000,000	6,000,000
	雑入	公共施設駐車料	144,000	144,000	108,000
		学校跡地施設利用者負担金	22,000	0	0
小計			8,993,000	8,779,190	8,047,710
パラリンピック推進室	都補助金	スポーツ振興等事業費補助金（1/2）	5,000,000	0	0
		東京2020大会開催関連事業費補助金（1/2、2/3）	13,514,000	0	0
		ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金	17,548,000	0	0
	雑入	東京2020オリンピック・パラリンピック機運醸成事業助成金	2,000,000	0	0
	小計			38,062,000	0
合計			47,055,000	8,779,190	8,047,710

事業別歳出一覧（令和3年10月末日現在）

（予算現額は、補正予算を反映している。）

（単位：円）

所属課名	事業名	予算現額	支出負担行為額	執行額
スポーツ振興課	施設予約システム管理運用経費	8,122,000	6,277,095	3,781,767
	体育事務経費	599,000	228,503	142,150
	スポーツ推進委員費	4,287,000	2,217,290	2,217,290
	スポーツ教室運営事業	84,000	0	0
	スポーツ団体助成事業	8,196,000	7,696,000	7,696,000
	スポーツ大会等派遣事業	3,835,000	3,835,000	3,835,000
	地域スポーツ振興事業	27,000	0	0
	東京ヴェルディ協働事業	1,271,000	90,000	60,000
	スポーツ推進審議会経費	436,000	0	0
	温水プール管理運営費	286,672,000	219,415,090	128,184,350
	スポーツ施設管理運営費	201,792,000	179,162,435	98,588,889
	小計	515,321,000	418,921,413	244,505,446
パラリンピック推進室	東京オリンピック・パラリンピック推進事業	126,734,000	54,327,776	21,329,489
	小計	126,734,000	54,327,776	21,329,489
合計		642,055,000	473,249,189	265,834,935

仮払金一覧表（令和3年10月末日現在）

（単位：円）

所管課名	用途	金額	時間外保管場所等
スポーツ振興課	社会教育施設等使用料つり銭	10,000	手提げ金庫を鍵付き書庫内